

(6) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、国、愛知県等の動向を踏まえるとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画との整合性を考慮して、進めていきます。

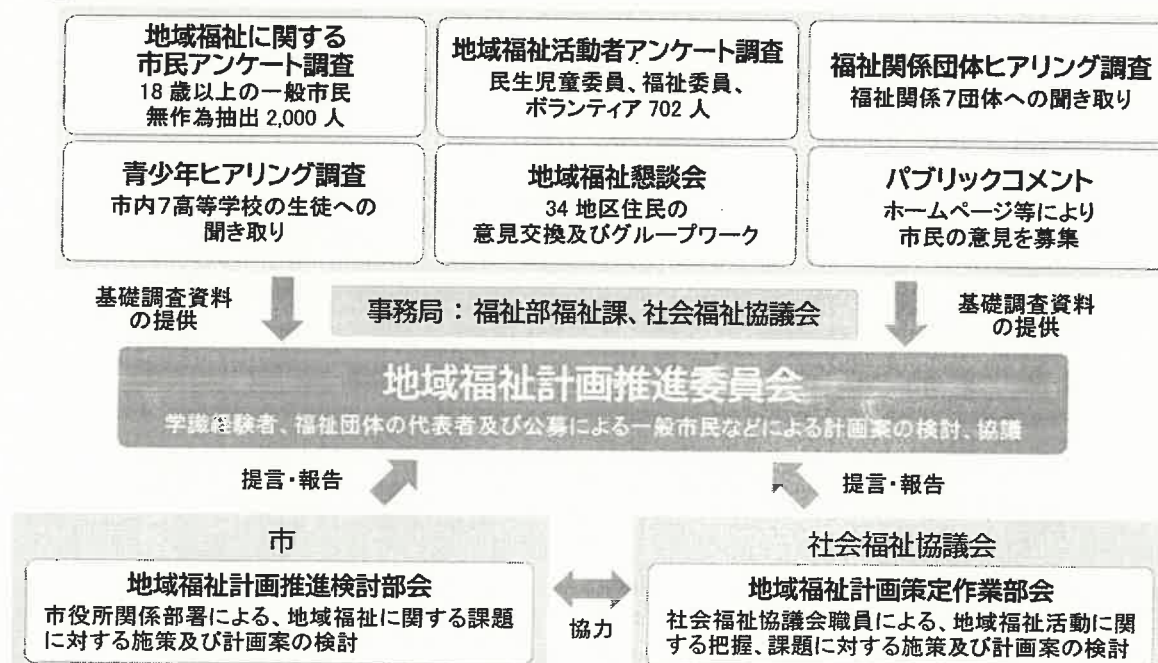
■計画の期間

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
豊川市総合計画		第6次				
豊川市地域福祉計画	第3次		第4次			
豊川市子ども・子育て支援事業計画		第2期				
豊川市高齢者福祉計画	6か年					
豊川市障害者福祉基本計画		第4次				
豊川市障害福祉支援計画・ 豊川市障害児福祉支援計画	第6期／第2期					

(7) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、地域福祉に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査という。）や地域福祉活動者アンケート調査（以下、「活動者アンケート調査という。）の実施や、地区単位での地域福祉懇談会を開催するとともに、学識経験者や福祉団体の代表者、公募による一般市民など幅広い分野の関係者を委員とする「豊川市地域福祉計画推進委員会」を設置し、協議しました。

■計画の策定体制

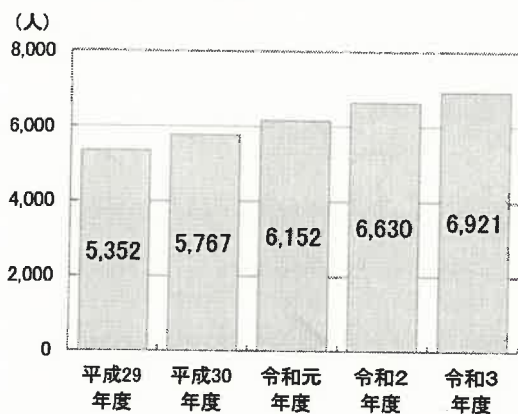


(6) 外国人住民の状況

外国人住民人口は、年々増加しています。

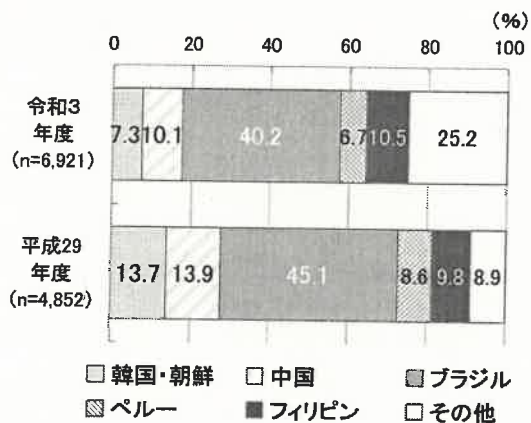
国籍別人口割合は、「ブラジル」が最も高く、次いで「フィリピン」「中国」となっています。平成29年と比較すると、「その他」の割合が高くなっています。

■外国人住民人口の推移



資料：市民課（各年度末日現在）

■国籍別割合の推移



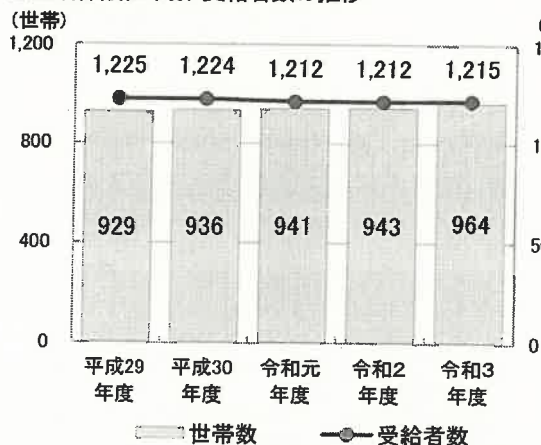
資料：市民課（各年度末日現在）

(7) その他の支援を求める人の状況

生活保護世帯数は微増傾向にありますが、受給者数はほぼ横ばいとなっています。

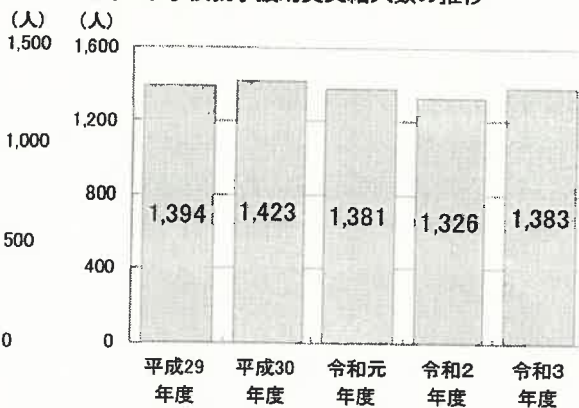
小・中学校就学援助費支給人数は、増減しながら推移しています。

■生活保護世帯数・受給者数の推移



資料：福祉課（各年度末日現在）

■小・中学校就学援助費支給人数の推移



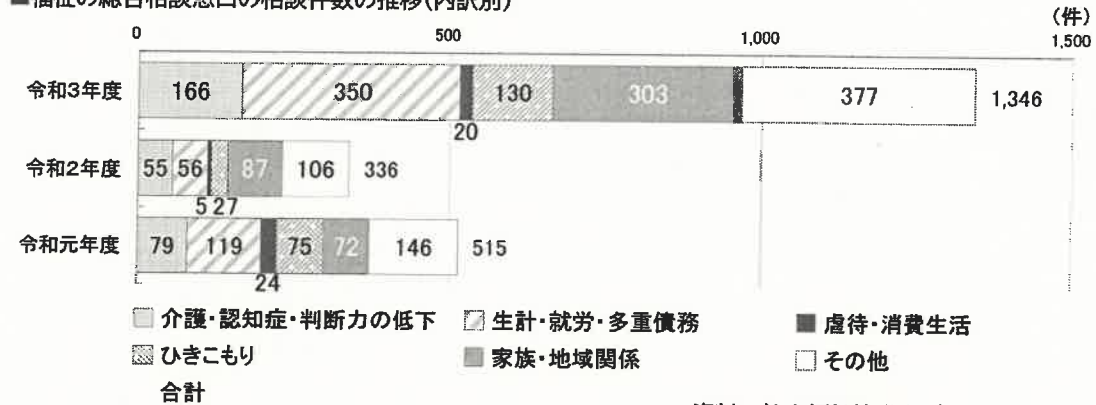
資料：教育委員会学校教育課（各年度末日現在）

※就学援助費支給：学校教育法第19条の規定に基づくもので、経済的な理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費の援助を行う。

(8) 相談の状況

地域包括支援センター及び出張所に配置された、地域の福祉の相談役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が受け付けた相談件数は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始した令和3年度で1,346件となっており、令和2年度と比較して4倍となっています。相談内容は、「生計・就労・多重債務」や「家族・地域関係」の件数が多くなっています。

■福祉の総合相談窓口の相談件数の推移(内訳別)

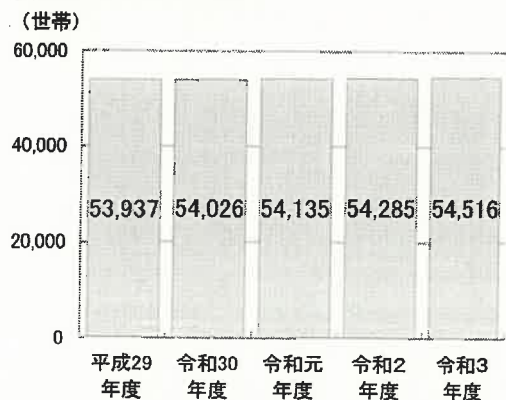


※コミュニティソーシャルワーカー：略して CSW という。地域において、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門職。具体的には、地域活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度を関係機関等と連携して調整を行う。

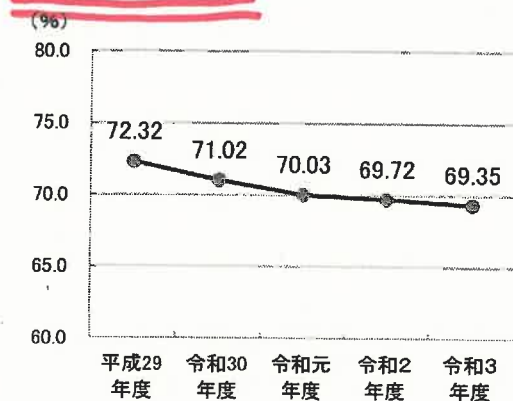
(9) 地域活動等の状況

地域コミュニティの基盤である町内会について、加入世帯数は年々増加しているものの、加入率は世帯分離の増加などの影響もあり減少傾向にあります。

■町内会加入世帯の推移



■町内会加入率の推移



3 指標の設定

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、市民アンケート調査の結果から基本目標ごとに指標を定め、地域福祉を推進していきます。

基本目標1 地域とつながる学びと交流の場づくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
地域での支えあい活動に関心のない市民の割合	10.4%	7%
近所に支援を必要としている人がいた場合に手伝いたい市民の割合	68.7%	75%

基本目標2 助け合い支えあいのしくみづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
地域の行事や活動に参加している市民の割合	52.3%	65%
民生委員・児童委員の認知度	47.1%	55%
ボランティア・地域活動に「参加したことがない」と回答した方のうち、「興味や関心がないから」と答えた市民の割合	16%	10%

基本目標3 必要とする方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
福祉サービスの情報を「入手できていると思う」市民の割合	29.8%	35%
悩みや不安について、公共機関へ相談する市民の割合	7.7%	25%
成年後見制度の認知度	54.5%	60%

基本目標4 安心・安全に暮らすことができるまちづくりをすすめます

指標項目	現状値	目標値
住まいの地域を「住みやすい」と思う市民の割合	75.5%	80%
避難行動要支援者支援制度の認知度	11.5%	25%

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、取り組んできたところですが、この基本的な計画の策定にあたり、地域福祉計画を始めとする他の計画と有機的に連携を図り、進めることが重要です。

そこで、本市として新たに「豊川市成年後見制度利用促進計画」を策定し、「第 4 次豊川市地域福祉計画」の中にある「権利擁護の推進」と連動性を高め、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取り組みを総合的・計画的に進めていくものです。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律的に保護し支援する制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の 2 つの種類があります。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある方が、認知症などの不安に備えて、あらかじめ自ら選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）により決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てをすることにより利用できます。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の 3 つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度です。

■成年後見制度の種類

